

農業生物資源ジーンバンク事業生物遺伝資源管理要領を、次のとおり定める。

平成28年4月1日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構遺伝資源センター長

28遺伝第0101018号

農業生物資源ジーンバンク事業生物遺伝資源管理要領

(趣旨)

第1条 農業生物資源ジーンバンク事業実施要領(28遺伝第0101017号。以下「事業実施要領」という。)第9条の規定に基づき、同事業(以下「ジーンバンク事業」という。)において取り扱う生物遺伝資源の管理について必要な事項は、この要領の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、事業実施要領において使用する用語の例による。

2 この要領において「SMTA」とは、ITPGR第12条第4項に規定する定型の素材移転契約(Standard Material Transfer Agreement)をいう。

(生物遺伝資源の収集・受入れ)

第3条 収集・受入れの対象とする生物遺伝資源は、ジーンバンク事業の趣旨に合致し、提供者が同意したものであって、特別の事情がある場合を除き、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 植物遺伝資源にあっては、次に掲げる事項を満たすものであること。

ア 植物の種類、来歴等が明らかにされていること。

イ 保存に必要な一定量が確保されていること。

二 微生物遺伝資源にあっては、次に掲げる事項を満たすものであること。

ア 微生物の種類、分類・同定特性、系統(株)名及び来歴等が明らかにされていること。

イ 保存に必要な一定量が確保されていること。

ウ 特に危険度が低いこと。

エ 培養・保存が困難でないこと。

三 動物遺伝資源にあっては、動物の種類、品種名、系統名及び来歴等が明らかにされているものであること。

四 DNA等にあつては、次に掲げる事項を満たすものであること。

ア 名称、由来生物種、由来品種及び提供者等の来歴情報が明らかであること。

イ 保存・増殖が困難でないこと。

(生物遺伝資源の増殖・保存)

第4条 遺伝資源センター長（以下「センター長」という。）は、収集・受入れを行った生物遺伝資源について、適正に増殖・保存し、その維持管理に努めなければならない。

(生物遺伝資源の情報の管理提供)

第5条 遺伝資源センターは、保存する生物遺伝資源について、登録番号を付し、種類、品名、来歴、特性情報、保存数量等を記録整理の上、原則として公開するものとする。

(生物遺伝資源の配布)

第6条 生物遺伝資源の配布（第9条の提供を除く）は、原則、試験研究（育種を含む。）又は教育用（以下「試験研究等」という。）として行い、有料とするものとする。なお、海外へ生物遺伝資源を配布しようとする場合には、センター長が別に定める条件に従うものとする。ただし、SMTAで取り扱う植物遺伝資源の配布はこの限りではない。

2 SMTAで取り扱う植物遺伝資源は、当該契約に基づいて取得されたもの及び農林水産省が多数国間制度に含めることとしたものを対象とし、当該植物遺伝資源の提供はITPGR第12条第3項及び同条第4項に則して行うものとする。なお、SMTAで取り扱う植物遺伝資源を配布した場合には、当該契約第5条e)に従い、ITPGR締約国理事会に通知するものとする。

3 配布申込は、別紙様式1の生物遺伝資源配布申込書及び生物遺伝資源利用に関する条件を付した別紙様式2の同意書により、原則としてオンラインで行うものとする。並びにその他配布に必要な書類の提出をもって行うものとする。ただし、SMTAで取り扱う植物遺伝資源については、同意書の提出に代えて、SMTAによるものとする。

4 配布数量及び配布価格は、センター長が別に定める。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には無料で配布できるものとする。

一 事業実施要領第3条第5項により業務を委託した機関に所属する者からの、当該委託業務の用に供するための配布申込

二 ジーンバンク事業のPRの一環となる報道又は展示等を無料で行う者からの配布申込

三 公的機関及びそれに準ずる機関からの植物遺伝資源の配布申込（コアコレクションを除く。）

四 第三者への配布が可能な生物遺伝資源（DNA等を除く。）をジーンバンク事業へ提供した者からの配布申込（提供同等数量までに限る。）

五 動物遺伝資源の家畜又は家禽について、当該動物遺伝資源の使用とともに、遺伝的交流による好適な増殖又は保存によりジーンバンク事業に貢献することを申し出た者からの配布申込

六 高等学校以下からの教育用に供するための配布申込（コアコレクションを除く。）

七 センター長が別に定める条件に従って、ジーンバンク事業に所蔵されている生物遺

伝資源の特性情報の解明に協力する旨の申出を行った者からの配布申込

八 SMTAで取り扱う植物遺伝資源の配布申込

九 その他センター長が別に定める場合

- 5 有料で配布を行う場合には、遺伝資源センターは、配布の申込をした者（以下「配布申込者」という。）に請求書を発行するものとする。配布申込者は請求書に基づき所定の金額を指定銀行口座に振り込むこととする。

ただし、配布申込者がクレジットカード決済を希望した場合は、別に定めるものによることとし、次項に規定する「入金を確認した後に行うものとする。」は適用しないこととする。

- 6 配布は、第4項のただし書で定める無料で配布する場合を除き、入金を確認した後に行うものとする。なお、配布にあたっては、別紙様式3の生物遺伝資源配布通知書を送付するものとする。

（生物遺伝資源の配布の制限等）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、生物遺伝資源の配布を拒むことができるものとする。

- 一 配布申込者の使用目的を不相当と認めたとき。
- 二 在庫数量が不足しているとき（配布数量を調整することができる場合を除く。）。
- 三 配布申込者がこの要領に違反したことがあるとき。
- 四 各種の法令、条約、制度等に照らし、配布を不相当と認めたとき。
- 五 その他わが国の食料・農業に重大な悪影響を及ぼす恐れがある等により、配布を不相当と認めたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、生物遺伝資源の配布数量を調整することができるものとする。

- 一 配布申込者の使用目的から調整が必要と認めたとき。
- 二 在庫数量が不足しているとき。

（配布を受けた者の責務）

第8条 配布を受けた者は、同意書の内容に従うものとする。ただし、SMTAで取り扱う植物遺伝資源については、SMTAの内容に従うものとする。

（生物遺伝資源保存機関間の交換）

第9条 次の各号の全てに該当する場合は、生物遺伝資源保存機関との間で、生物遺伝資源の受入を条件とする無料の提供（以下「交換」という。）を行うことができるものとする。

交換した生物遺伝資源の利用の条件及び利益配分を含む取り扱いはそれぞれ、この要領又は生物遺伝資源を交換した生物遺伝資源保存機関（以下「交換先機関」という。）の取り扱い要領・規定に従うものとする。

- 一 遺伝資源センターと交換先機関との間で、生物遺伝資源の交換及び交換する生物遺伝資源の種類や数量、利用の条件及び利益配分について予め書面にて同意が成立しているとき。
 - 二 交換する生物遺伝資源がこの要領の第3条に掲げる要件を満たすものであるとき。
 - 三 交換する生物遺伝資源がこの要領の第7条の各号に該当しないとき（第7条の各号の「配布」を「交換」と読み替える）。
 - 四 交換する生物遺伝資源に特許権等の知的財産権その他の権利が設定されていないとき。
- 2 海外産および法令等に規制のある生物遺伝資源の交換にあつては、この要領の第10条に掲げる生物遺伝資源に係わる関連法令及び条約等に基づき、手続、取り扱いを行うものとする。

（法令等に規制のある生物遺伝資源の搬出入）

第10条 第3条から第6条に定める生物遺伝資源の収集・受入、増殖、情報の提供、配布に当たり、法令等に規制のある生物遺伝資源を他の機関へ搬出（外国への輸出取引を含む。）又は搬入（外国からの輸入取引を含む。）を行う場合は、次の各号に基づき、関係機関と連携し、適正に搬出入の手続を行うこととする。

- 一 生物遺伝資源を輸入する場合、「植物防疫法（昭和25年法律第151号）」、「家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年条約第25号）」、「生物の多様性に関する条約（平成5年条約第9号）」及び「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）（平成25年条約第8号）」等の生物遺伝資源に係わる関連法令及び条約に基づき、搬入を行う。
- 二 生物遺伝資源を輸出する場合、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）」「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）」、「外国為替令（昭和55年政令第260号）」、「貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）」、「包括許可取扱要領（輸出注意事項17第7号貿局第1号）」及びその他関連法令等、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年条約第25号）」、「生物の多様性に関する条約（平成5年条約第9号）」、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）（平成25年条約第8号）」その他輸出に係わる条約及び法令等並びに諸外国の検疫体制等に基づき、搬出を行う。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、生物遺伝資源の管理に関し必要な事項は、センター長が別に定めるものとする。

附 則（平成28.4.1 28 遺伝第0101018号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前までに独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）附則第2条第1項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所に申し込まれた生物遺伝資源の配布申込みについては、この要領により申し込まれたものとして取り扱う。

附 則（平成29.4.1 28 遺伝第1227005号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式 1

生物遺伝資源配布申込書

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構遺伝資源センター長 殿

申込年月日： 年 月 日

申込者氏名 _____ (利用者番号： _____)

所属機関 _____

所属部科室等 _____

所属部科室等の長の氏名 _____

住 所 〒 _____

T E L . _____ (_____)

F A X . _____ (_____)

E-mail _____

(以下は、植物、微生物、動物及びDNA等の部門別に申込の種類品名等及び試験研究等の目的コード等の使用について、適宜、様式を変更してよい。)

下記の生物遺伝資源の配布を申し込みます。

登録番号	種 類	品 名	備考 (保存番号等)
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

試験研究等の目的、概要： _____

(DNA等の場合は、安全委員会等設置の有無及び取扱方法 (復元方法等) 書の要否を記入)

実施期間： _____ 年 _____ 月 から _____ 年 _____ 月 (予定) まで _____

※ 本申込書の記載内容は、当ジーンバンク事業に関する以外には使用しません。
「個人情報の保護に関する規程」に則り、本人の承諾なく第三者へ開示いたしません。
ただし、SMTAによる配布については、SMTA第5条 e)に基づき、必要な情報を締約国理事会に通知します。

注) 植物部門は JP 番号、微生物部門は MAFF 番号、動物部門は ANJP 番号、DNA 等部門は AK, AP 等の登録番号を記入する。

(用紙サイズ A4)

別紙様式 2

同 意 書

年 月 日付で配布の申込みをした生物遺伝資源の使用にあたっては、

- (1) 生物遺伝資源配布申込書に記載した試験研究（育種を含む。）又は教育目的以外には使用しません。記載した目的の内容を試験研究（育種を含む。）又は教育目的の範囲で変更する場合、事前に変更届出書（別紙様式4）をもって、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）遺伝資源センター長（以下「センター長」という。）の許可を得た上で使用します。また、国外へ持ち出す場合は、事前にセンター長の許可を得ます。
- (2) 育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利が付帯されている場合、それらの権利が使用者に譲渡されるものではないことを承諾します。
- (3) 受領した生物遺伝資源を第三者に譲渡・転売・貸与しません。ここでの「譲渡・転売・貸与」とは、(2)の権利の移動、移転ないし引渡しを含みます。
- (4) 動物遺伝資源の配布を受けた場合、生物遺伝資源配布申込書に記載した試験研究等の目的以外で当該動物遺伝資源の後代を取りません。
- (5) 第三者の育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利を侵害した場合、使用者又はその所属機関が一切の責任を負います。また、違反行為により、農研機構を含む他者に損害をもたらしたときは、使用者又はその所属機関がこれを賠償します。
- (6) 受領した生物遺伝資源に起因する事故・損失等に関しては、異議を申し立てません。
- (7) 本件、生物遺伝資源は、欠点及び不具合を有している可能性があること、また、特定の使用目的に合致しているとは限らないことを認識し、その利用により、使用者又はその所属機関に損失が生じた場合、農研機構等の故意又は重大な過失によるものではない限り、農研機構等には一切の責任を問わず、使用者又はその所属機関の責任で処理をします。
- (8) 使用期間が終了次第、試験研究等結果報告書（別紙様式5）をセンター長宛提出します。また、使用によって得た試験研究（育種を含む。）又は教育の結果を公表する場合は、当該生物遺伝資源を農研機構の農業生物資源ジーンバンク事業から受けたことを明記し、公表した論文、資料等をセンター長宛提出します。
- (9) 使用により新たな育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利を得ようとする場合は、事前にセンター長に通知します。係る権利の持分については、農研機構等及び配布申込者等による協議・合意の上、決定します。
- (10) 海外から導入された生物遺伝資源の場合、当該生物遺伝資源から生ずる利益については、生物の多様性に関する条約に従って原産国の主権的権利を尊重し、当該生物遺伝資源の配布に当たって締結された材料移転契約等の条件に従います。
- (11) 関連する法令、条約、制度等によって認められる範囲内で取り扱います。
- (12) 本同意書に違反した場合は、直ちに使用を止め、センター長の指示により返却又は処分します。
- (13) 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について、疑義が生じた場合は、遺伝資源センターと協議し、円満に解決を図ります。
- (14) 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の裁判所とすることとします。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
遺伝資源センター長 殿

年 月 日

申込者氏名 印
所属部科室等の長の氏名 印

注1 氏名を自署又はサインする場合には、押印を省略することができます。
2 押印する場合も含めて、FAX・PDF形式等の写しで提出することができます。

(用紙サイズ A4)

別紙様式 4

変 更 届 出 書

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構遺伝資源センター長 殿

所 属 (機関・部科室等).....

氏 名 (利用者番号:.....)

年 月 日付け提出の「生物遺伝資源配布申込書」の記載内容に変更が生じるので、下記のとおり届け出ます。(配布通知書: 年 月 日付け 号)

- 1 変更年月日
- 2 変更事項
- 3 変更理由

(用紙サイズ A4)

別紙様式 5

試験研究等結果報告書

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構遺伝資源センター長 殿

所 属 (機関・部課室等).....

氏 名 (利用者番号:.....)

年 月 日付け提出の「生物遺伝資源配布申込書」に係る試験研究等が終了したので、下記のとおり報告します。(配布通知書: 年 月 日付け 号)

(以下は、植物、微生物、動物及びDNA等の部門別に申込みの種類品名等について、適宜、様式を変更してよい。)

1 配布を受けた生物遺伝資源

登録番号 ^{注)}	種 類	品 名	備考 (保存番号等)
.....
.....
.....

- 2 試験研究等目的、概要
- 3 実施期間
- 4 試験研究等の成果の要約
- 5 公表論文・資料等(D O I ・ P M I D (PubMed ID) 等)

注) 植物部門は JP 番号、微生物部門は MAFF 番号、動物部門は ANJP 番号、DNA 等部門は AK, AP 等の登録番号を記入する。

(用紙サイズ A4)